

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：独立行政法人農林漁業信用基金)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
1	(財)日本システム開 発研究所 東 京都新宿区富久町16 番5号	会計システムの運用・保 守	石原一郎(総務担当総 括理事) 東京都千代 田区内神田1-1-12	平成18年4月1日	2,436,000	随意 契約	メンテナンス契約であり、これ までの開発及び保守を行ってい る相手方と契約することが合理 的(会計規程第52条第2項)	見直しの余地あ り	競争入札若しくは企画競争に移行(次期システムへの移行時)		
合計					2,436,000						0

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの)を除く。)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)との契約を記載する。なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。

(注2) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。

(注3) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注4) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注5) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること

(注6) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注7) 「類型区分」欄には、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19及び20の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、国において定める随意契約の限度額を超える契約で法人の定める限度額を下回る契約とする場合については「19」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「20」

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：独立行政法人農林漁業信用基金)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
1	㈱日本ソフトウェア テクノロジー 東京都千代田区神田 和泉町1番地3-4青木 ビル6F	漁業保証保険システムの 保守サービス	石原一郎(総務担当総括 理事) 東京都千代田区 内神田1-1-12	平成18年4月24日	2,923,200	随意 契約	メンテナンス契約であり、これま での開発及び保守を行っている相 手方と契約することが合理的(会 計規程第52条第2項)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行(仕様書及び業務マニュアルの整備 後:22年度目途)		
2	㈱日本ソフトウェア テクノロジー 東京都千代田区神田 和泉町1番地3-4青木 ビル6F	漁業保証保険システムに 係る修正及び機能の追加	石原一郎(総務担当総括 理事) 東京都千代田区 内神田1-1-12	平成18年5月1日	1,523,550	随意 契約	プログラム修正契約であり、プロ グラム開発者でなければ修正は困 難(会計規程第52条第2項)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行(仕様書及び業務マニュアルの整備 後:22年度目途)		
3	㈱富士通ビジネスシ ステム 東京都文京区後楽1- 7-27後楽鹿島ビル4F	農業保証保険システムプ ログラム修正	石原一郎(総務担当総括 理事) 東京都千代田区 内神田1-1-12	平成18年5月9日	1,730,610	随意 契約	プログラム修正契約であり、プロ グラム開発者でなければ修正は困 難(会計規程第52条第2項)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行(次期システム移行時:22年度目途)		
4	㈱日本ソフトウェア テクノロジー 東京都千代田区神田 和泉町1番地3-4青木 ビル6F	漁業保証保険システムの サーバー管理・保守サー ビス	石原一郎(総務担当総括 理事) 東京都千代田区 内神田1-1-12	平成18年6月8日	1,575,000	随意 契約	メンテナンス契約であり、これま での開発及び保守を行っている相 手方と契約することが合理的(会 計規程第52条第2項)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行(仕様書及び業務マニュアルの整備 後:22年度目途)		
5	㈱富士通ビジネスシ ステム 東京都文京区後楽1- 7-27後楽鹿島ビル4F	農業保証保険システムプ ログラム修正	石原一郎(総務担当総括 理事) 東京都千代田区 内神田1-1-12	平成18年8月28日	3,237,360	随意 契約	プログラム修正契約であり、プロ グラム開発者でなければ修正は困 難(会計規程第52条第2項)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行(次期システム移行時:22年度目途)		
6	あずさ監査法人 東 京都新宿区津久戸町 1-2あずさセンタービ ル	監査契約	石原一郎(総務担当総括 理事) 東京都千代田区 内神田1-1-12	平成18年9月22日	12,127,500	随意 契約	本契約の相手方である監査法人 は、独立行政法人通則法第40条に 基づき主務大臣(農林水産大臣・ 財務大臣)が選任した者であるた め。(会計規程第52条第2項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの(基金で公募を行い企画競争を実施 後、通則法に基づき主務大臣が選任する者と随意契約を締結)	18	
7	㈱東京商工リサーチ 東京都港区新橋1-9-6 新一ビル	信用調査業務に関する委 託契約	石原一郎(総務担当総括 理事) 東京都千代田区 内神田1-1-12	平成19年2月13日	2,312,205	随意 契約	全国規模で調査受託を行っており 、当基金の要求する調査水準を 有する相手方と契約することが必 要(会計規程第52条第2項)	見直しの余地あり	企画競争を実施(19年度)		
8	㈱ニイウス金融エン 지니어リング 東京 都港区赤坂2-21-8	林業信用保証システムの 保守サービス	石原一郎(総務担当総括 理事) 東京都千代田区 内神田1-1-12	平成19年2月28日	4,095,000	随意 契約	メンテナンス契約であり、これま での開発及び保守を行っている相 手方と契約することが合理的(会 計規程第52条第2項)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行(次期システムへの移行時)		
合計					29,524,425						0

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの)を除く。)のうち、「特殊法人等」、「独立行政法人」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」以外の者(その他の公益法人、民間法人等)との契約を記載する。なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。

(注2) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。

(注3) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注4) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注5) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。

(注6) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注7) 「類型区分」欄には、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19及び20の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、国において定める随意契約の限度額を超える契約で法人の定める限度額を下回る契約とする場合については「19」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「20」